平成２９年（フ）第３２４号
埼玉県本庄市牧西498番地２
破産者　丸岡　栄作
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３２号
福井県吉田郡永平寺町松岡湯谷第８号19番地
破産者　橋本めぐみ
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
福井県越前市波垣町第13号13番地
破産者　吉田　成實
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
福井県越前市波垣町第13号13番地
破産者　吉田　英紀
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４８号
名古屋市東区筒井２丁目９番４号　マンション藤305号
破産者　Ｂｅｔｔｏｌｉｎｏ　Ｈｉｔｓｖｉｌｌｅこと　横城　裕一
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０３号
名古屋市千種区汁谷町154番地　エスポア自由ケ丘1301号
破産者　田代　　誠
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３１号
名古屋市昭和区向山町１丁目30番地、従前の住所東京都千代田区内神田３丁目５番２号小幡ビル204号
破産者　小林　由佳
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８６号
愛知県海部郡蟹江町本町６丁目190番地　M.S.GRACE73　２Ｂ
破産者　佐治　　蒐
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７号
滋賀県長浜市湖北町河毛1264番地
破産者　伊吹　　**隆**
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１５９３号
大阪市西区千代崎１丁目27番10―503号
破産者　能見　政治
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０３９号
大阪市住吉区墨江２丁目５番53号　プレアール長居公園Ⅳ　301号
破産者　藥師寺博之
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１３５号
大阪府大東市平野屋２丁目４番12号　ハビネス48―108号、前住所奈良県生駒市西白庭台１丁目３番地10
破産者　友弘　　誠
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４９４号
大阪府枚方市香里園桜木町７番25号
破産者　森　　莞爾
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９９号
神戸市須磨区車字梨川743―２　若草ハイツ４階―４Ｂ号、従前の住所神戸市須磨区友が丘１丁目35番地　Ａ３―105号
破産者　沖野　文昭
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２１号
兵庫県姫路市保城164番地６
破産者　寺田　江里
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３２号
兵庫県姫路市御国野町深志野1430番地　特別養護老人ホーム志深の苑、住民票上の住所兵庫県姫路市梅ケ谷町11番６号
破産者　奈良米穀店こと　奈良　利信
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県尼崎市南清水36番１―705号、申立時の住所兵庫県加古川市加古川町平野24番地の１　加古川グリーンシティＢ―506号
破産者　前田　　功
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２７号
兵庫県加古川市尾上町口里814番地の64　栄荘１―１号
破産者　山本　要治
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部